



## 第5章 公営住宅の供給目標量の設定

### 1 公営住宅の供給目標量の設定の考え方

県内の公営住宅の供給目標量は、全国計画の設定の考え方に基づき算定します。

#### 1.1 供給戸数の考え方

供給戸数は、新規の建設及び買取りの戸数、建替えによる建替え後の戸数、民間賃貸住宅等の借上げの戸数並びに既存公営住宅の空家募集の戸数を合計した戸数とします。

なお、既存公営住宅の空家募集の戸数は、既存ストックを最大限有効活用する観点から、収入超過者・高額所得者対策として割増家賃の徴収や明渡請求などの実施、世帯人数等に応じた住戸への住替えの促進、子育て世帯向けなどの期限付き入居制度の導入・拡大等、公営住宅の管理の適正化に配慮した上で設定します。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）」に伴う公営住宅法の改正については、次のとおり対応することとします。

#### ■ 同居親族要件の廃止について

同居親族要件は廃止せず、原則維持することとします。

#### ■ 入居収入基準等の設定について

入居収入基準及び高齢者等特に居住の安定を図る必要がある裁量階層の対象範囲は、改正前の基準を原則維持することとします。

#### 1.2 公的な支援により居住の安定の確保を図るべき世帯数の考え方

本県における多様な住宅困窮者の居住状況、民間賃貸住宅の需要と供給状況、家賃等の市場の状況等の住宅事情を分析し、これらを踏まえて、市場において自力では適正な水準の住宅を確保することが困難と見込まれ、公的な支援により居住の安定の確保を図るべき世帯の数を設定します。

#### 1.3 供給する住宅の質の確保

公営住宅の新規の建設、買取り、建替え、既存ストックの改良及び民間住宅等の借上げに当たっては、耐震性の確保はもとより、省エネルギー性能、バリアフリー対応、耐久性等の確保に努めるとともに、世帯人数や身体状況等に応じた規模及び設備を備えた公営住宅の供給に努めます。

特に、老朽化した公営住宅のストックについては、長寿命化計画に基づき、ストックの状況に応じて計画的に、維持管理、改善、建替え、用途廃止等の措置を講じます。

また、公営住宅の整備に当たっては、地域の実情を踏まえつつ、PPP/PFI も含め民間事業者の様々なノウハウや技術の活用を検討します。



## 2 公営住宅の供給目標量

住生活基本法第 17 条第 2 項第 5 号に基づき、本県の区域内における公営住宅の供給目標量を以下のとおり定めます。

計画期間 令和 3 年度から令和 12 年度の 10 年間  
 公営住宅の供給目標量 1 万 3 千戸

### ■ 参考 1 公営住宅の供給目標量

新規の建設及び買取りの戸数、建替えによる建替え後の戸数、民間賃貸住宅等の借上げ戸数並びに既存公営住宅の空家募集の戸数を合計した戸数

### ■ 参考 2 公営住宅の供給目標量の算定

住生活基本計画(全国計画)の別紙 5 「公営住宅の供給の目標量の設定の考え方」に基づく算定方法により算出

### ■ 計画期間中における公営住宅の供給の目標量の考え方

10年間 (R3~R12) に生じる住宅確保要配慮者の見込み

建替えにより転居が必要となる世帯	約850世帯
民間賃貸住宅等に入居している低所得者世帯 (本来階層及び裁量階層) で公的支援が必要とされる世帯	約12,000世帯
約13,000戸の需要想定	



10年間 (R3~R12) に供給する公営住宅等

建替えによる供給	約850世帯
空家募集による供給 (10年間で発生する延べ空き戸数)	約12,800世帯
約13,000戸の供給目標	